

## 協議会設置の目的

### 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）では、空家対策が重点課題であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、協議会を設け、空家等対策計画を定めることができることとなっている。

これまでの、保安上危険な家屋だけでなく、衛生・景観・環境等の課題が大きい空家等に対しても、特定空家として強制力を持つ是正措置を行うことが可能となっている。

また、法により空家の所有者を特定するための税情報を利用したり、特定空家として勧告することで、固定資産税における住宅用地特例の解除ができることとなった。

さらに、除去跡地の活用等について対策を講ずるよう努めることとされている。

### 協議会の主な役割

#### ①周防大島町空家等対策計画の作成（変更）に関する協議

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための、周防大島町空家等対策計画を策定（変更）する。

#### ②計画を実施するために必要な措置に関する協議

法第14条関係の措置についての、判断の妥当性や統一性を確保する協議を行う。